三　区分三 イ　照射された前号ロに掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が毎時一グレイを超えるもの（ニ及びホに掲げるものを除く。） ロ　（略） ハ　照射されたロに掲げる物質（照射されたロ(4)に掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が毎時一グレイを超えていたもの並びにニ及びホに掲げるものを除く。） ニ　照射された第一号イ、前号ロ若しくはロ又は前号ニに掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が毎時一グレイを超えるもの（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物に含まれるものに限る。） ホ　照射された第一号イ、前号ロ若しくはロ又は前号ニに掲げる物質（廃棄しようとするものであつて、封入（圧縮して封入する場合に限る。）し、又は固型化して容器に内包されているもの（ニに掲げるものを除く。）に限る。） 備考　（略）	三　区分三 イ　照射された前号ロに掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が毎時一グレイを超えるもの（ニに掲げるものを除く。） ロ　（略） ハ　照射されたロに掲げる物質（照射されたロ(4)に掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が毎時一グレイを超えていたもの及びニに掲げるものを除く。） ニ　照射された第一号イ、第二号ロ、ニ又はロに掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物に含まれるものに限る。） （新設） 備考　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百三十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の二第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の認可をしたので、第七十一条の三第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年六月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成二十九年六月十九日から平成四十七年三月三十一日まで

三　施行地区　堺市堺区松屋大和川通一丁、松屋大和川通二丁、松屋町一丁、松屋町二丁、南島町一丁、南島町三丁、南島町四丁及び南島町五丁の各一部

四　土地区画整理事業の名称　南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業

五　事務所の所在地　大阪市城東区森之宮一丁目六番八十五号

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成二十九年六月十九日

○国土交通省告示第六百三十二号

宮城交通株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案（事案番号平二十九第五〇〇一号）については、平成二十九年六月六日付け国運審第六号により、修正して認可することが、株式会社ミヤコーバスからの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案（事案番号平二十九第五〇〇二号）については、同日付け国運審第七号により、申請どおり認可することが適当である旨の答申が運輸審議会からあったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十九年六月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

○国土交通省告示第六百三十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年六月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

麦生野沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成七年建設省告示第六十六号で指定した土地の区域を除く。）

新潟県東蒲原郡阿賀町豊実字地蔵屋敷　戊三五〇一番二一号

戊三五〇一番一二号及び三号

戊三五〇一番三四号

戊三五〇二番五号

戊三五〇三番六号

戊七四番七号

戊七三番二八号から十一号まで

戊七一番二十二号

戊三四六三番十三号、十四号、三十一号

戊三四六二番十五号及び十六号

戊三四六一番十七号及び二十九号

戊四〇番一十八号、十九号、二十四号及び二十五号

戊三九番一二十号及び二十一号

戊三九番二二十二号

戊四〇番二二十三号

戊四二番二十六号から二十八号まで

戊六二番一三十二号

戊六二番二三十三号及び三十四号

戊六一番二三十五号及び三十六号

戊六〇番三十七号及び三十八号

戊五六番三十九号から四十一号まで

戊五四番四四十二号

戊五五番一四十三号及び四十四号

字馬取道上　戊三四六二番　一

戊三四六一番　一

○北海道開発局告示第百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十九日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡遠軽町瀬戸瀬東町六〇番一から同町瀬戸瀬東町一七七番まで	前	二六・三四～七七・六三メートル	〇・三一八キロメートル
	後	二四・七九～二八・一二メートル	〇・三一八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部